

一般社団法人 アジアビジネス連携協議会（ABC） 法人会員規約

この法人会員制度「会員規約」（以下「本規約」という）は以下に定める会員（以下「甲」という）に対して一般社団法人 アジアビジネス連携協議会（略称：ABC）（以下「乙」という）が提供する法人会員向けサービス（以下「会員サービス」という）の内容について定めるものである。

第1条 入会

- ABC 法人会員制度に申し込む場合、当該法人は乙が定める専用申し込み用紙に必要事項を記入して乙に送付する。
- 申し込みがなされた場合、乙は速やかに審査し、承諾の可否を決定して甲に伝えるとともに、会員費用の請求書を送付し、入会承諾の通知を行う。

第2条 会費

会費は年会費6万円を一口とし、一口以上とする。

第3条 会員費用の支払い

甲は乙に対して、会員費用の年額を乙が指定する銀行口座に一括して振り込むことによって会員費用を支払う。会員の期間は毎年4月から翌年3月までとし、支払い時期は前年度の3月末までとする。また期の途中からの入会の場合は月割りで入会当月末に支払う。甲から乙への特別の請求がない場合は、銀行が発行する振込みについての証明書をもって領収書に換えるものとする。

第4条 会員

- 甲の資格は法人単位とする。甲の関連・関係会社など別法人は含まない。
- 甲は入会の代表窓口として担当者を置き、担当者は甲の登録情報が変更になったときは速やかに乙に連絡を行う。

第5条 会員サービス

- 乙が開催する月例研究会に甲は最大3名まで無料で参加できる。但し、研究会費とは別に懇親会費などを徴収する場合は実費とする。
- アジアビジネスに関する相談や関係先の紹介を受けることができる。
- メールマガジン等によりアジアビジネスに関する情報の提供を受けることができる。

第6条 サービス内容の変更

本規約およびサービスの内容は、乙が甲に申し出ることにより、必要に応じ隨時変更・

中止できる。

第7条 退会

乙は原則として、退会2ヶ月前までに書面もしくはEメールで通知を行うことにより入会を終了できる。その場合、年度途中であっても支払われた会員費用は返却されないものとする。

第8条 個人情報について

乙は、会員登録の際に登録された甲の入会担当者の個人情報について細心の注意を持って管理し、本会員制度の円滑な運営にために利用する。

第9条 解決

本規約に定めのない事項、または各条項の解釈などに疑義が生じた場合、甲乙双方は、その都度誠意をもって協議し、円満に解決をはかる努力を行う。

第10条 準拠法

本規約に関して紛争が生じた場合は、日本国内法に準拠して処理をおこなう。

以上